

ドクター・ヘリ Doctor Heli

佐賀県では、重篤な救急患者に対して、発生現場での救命医療及び迅速な搬送を行い、救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)事業を実施しています。



平成15年9月30日から久留米大学病院(福岡県久留米市)に就航しているドクターヘリを福岡県と共同運航を開始し(平成18年4月25日からは福岡県、大分県と3県での共同運航)、また、これに加え、平成21年10月26日からは国立病院機構長崎医療センター(長崎県大村市)に就航しているドクターヘリの長崎県との共同運航を実施しています。

実質的に2機のドクターヘリを活用することで、県全域を二重にカバーしています。

ドクターヘリは、救急現場での治療を迅速に開始するため、現場近隣の公共施設のグラウンド等や任意の地点を臨時離着陸場として使用することとなります。臨時離着陸場の近隣の住民の方々には、ヘリコプターからの風や音により御迷惑をおかけすることがありますが、県民の皆様の救命のため、御理解と御協力をお願いします。

ドクターヘリとは…

救急専用の医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した専門ヘリコプターです。これを救命救急センターに常駐させ、消防機関等からの出動要請に基づき、救急現場に向かいます。ドクターヘリの最大の利点は、救急医療の専門医師が現場到着時から患者に救命医療を施すことができることです。

ドクターヘリ導入の効果

平成18年度厚生労働科学研究・分担研究「ドクターヘリの実態と評価に関する研究」では、ドクターヘリにより搬送された患者が、救急車によって搬送されていたと仮定した場合の推定結果と実際の結果とを比較しており、ドクターヘリによる搬送の場合は、死亡については39%の減少効果、重症・後遺症については13%の減少効果があると推計されています。

ドクターヘリによる搬送の費用

ドクターヘリ事業は、国と地方自治体が拠出した補助金等で運営されています。そのため、ドクターヘリで搬送された場合の搬送費用はかかりません。ただし、現場若しくはドクターヘリ内で行われた治療行為に対する治療費は保険診療の範囲内で患者一部負担が発生します。

● 「救急医療 = 緊急時の備え」です ●

救急告示医療機関や救命救急センター等は、緊急、応急処置が必要な人のための外来です。単なる「夜間も診療を行っている医療機関」ではありません。

近年、「平日は休めない」「日中は用事がある」など理由に、休日や夜間の時間帯に救急外来を受診する軽症患者の行動(コンビニ受診)が社会問題化しています。

コンビニ受診の増加は、重症患者への対応を困難にするばかりでなく、救急医療の現場を疲弊させ、救急医療の崩壊を招く一因となっています。

安易な救急外来の受診や救急車の利用はお控えください。